

自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器などの普及を進めています。◎機器などの設置工事前に申請してください。



対象
区民、マンション管理組合、中小企業者など

対象建物
区内の住宅・共同住宅および事業所

助成内容
別表1のとおり
◎詳しくは、区のホームページをご覧ください。

環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5628

別表1

対象機器	建築物	対象	一般助成		上乗せ助成 (中央エコアクトの認証を受けている場合)	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
太陽光発電システム	住宅	居住者	出力1kW当たり 100,000円	350,000円	出力1kW当たり 150,000円	420,000円
	共同住宅 (共用部)	管理組合、 共同住宅所有者		1,000,000円	—	—
	事業所	中小企業者など			出力1kW当たり 150,000円	1,200,000円
ソーラーシステム	住宅	居住者	集熱器面積1m ² 当たり16,500円	150,000円	集熱器面積1m ² 当たり25,000円	180,000円
ガスエンジン給湯器 (エコウィル)			150,000円	導入費の35%	180,000円	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)			650,000円		780,000円	
高反射率塗料など (屋上用高反射率塗料、窓用日射調整 フィルム、窓用コーティング材)			100,000円		120,000円	
LEDランプ・LED誘導灯器具	共同住宅 (共用部)	管理組合、 共同住宅所有者	導入費の20%	700,000円	—	—
事業所用省エネルギー機器 (エアコンディショナー、LEDランプ、 LED誘導灯器具、高反射率塗料など)	事業所	中小企業者など	200,000円	—	導入費の50%	500,000円

環境経営認証の取得にかかる費用助成

環境に配慮した経営の促進を図り、事業活動から生じる環境負荷を削減するため、次の認証を対象に助成します。

- ・エコアクション21
- ・エコステージ
- ・ISO14001
- ・グリーンプリンティング
- ・グリーン経営認証

対象
平成30年4月1日以降、新たに環境経営認証を取得した区内に事業所を有する中小企業者など

助成額
環境経営認証を新規に取得するために要した経費の2分の1
環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5628

集団回収のご案内

集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、直接、回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。

- 利点**
- ・回収品目・日時・場所などを設定し、活動できます。
 - ・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティーの場が生まれます。
 - ・助成金(回収量1kgにつき7円・半期ごとに1万2千円)を活用し

- て地域活動の充実が図れます。
- 開始手順**
- ①町会・自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民の方で団体をつくります。
 - ②回収品目など活動内容を、区に相談します。
 - ③回収品目・日時などを決め、資源回収業者と契約します。
 - ④区に団体登録を申請します。
 - ⑤区から登録証の交付を受けて、活動を開始します。
- 中央清掃事務所清掃事業係
☎(3562)1523

東京都シルバーパスのご案内(4~9月新規購入者)

満70歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電、都内民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は発行日から9月30日(日)までです。

購入方法
満70歳になる月の初日から、最寄りのシルバーパス発行窓口(別表2参照)で手続きができます。

費用・提示の必要なもの
別表3のとおり
☎(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎(5308)6950
(土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時)
都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課振興担当
☎(5320)4177

別表2

発行窓口	住所・電話番号	取扱時間
「馬喰横山駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋横山町4-13 都営新宿線駅構内 (3661)4562	月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後8時
「日本橋駅」都営地下鉄定期券発売所	日本橋1-13-1 都営浅草線駅構内 ☎(3278)9585	年中無休(年末年始を除く) 午前9時~午後8時
「新橋駅」都営地下鉄定期券発売所	港区新橋2-21-1 都営浅草線駅構内 ☎(3574)9898	年中無休(年末年始を除く) 午前9時~午後8時
「門前仲町駅」都営地下鉄定期券発売所	江東区門前仲町2-5-2 都営大江戸線駅構内 ☎(5245)3726	月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後8時

◎年末年始の営業時間は変更になりますので、それぞれの発行窓口にお問い合わせください。

別表3

区分	合計所得金額	費用	提示の必要なもの
非課税の方	—	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア 平成30年度介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書、または、平成30年度介護保険料納入(変更・中止)通知書兼介護保険料特別徴収(変更・中止)通知書(「保険料段階」欄に「1」~「5」のいずれかの段階が記載されたもの) イ 平成30年度住民税非課税証明書 ウ 平成30年度発行の生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載があるもの)
課税の方	125万円以下の方(経過措置対象者)	10,255円	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②平成29年の合計所得金額(※)が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) エ 平成30年度介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書、または、平成30年度介護保険料納入(変更・中止)通知書兼介護保険料特別徴収(変更・中止)通知書(「保険料段階」欄に「6」の段階が記載されたもの。または、「7」の段階が記載されている方のうち合計所得金額が125万円以下と記載されたもの) オ 平成30年度住民税課税証明書
	—	(10月以降申請の場合20,510円)	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)

所得確認書類についての注意事項

- ◎「ア」および「エ」は、6月中旬以降に区から送付されます。
- 再発行はできませんので、お手元にない方は「イ」および「オ」をご用意ください。区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月中旬の交付予定です(無料)。
- なお、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課で申告の手続きが必要です。
- ◎原則30年度の書類が必要ですが、住民税などの賦課決定が行われるまでの期間(4~6月中旬)は、前年度の書類で代用できます。
- (※)長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を用います。
- 必要書類が異なる場合がありますので、(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話までお問い合わせください。

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
Eメールアドレス